2　別表10「存続する担保権一覧表（暫定譲渡手取額に係る預金質権）」記載の担保権は、被担保債権である更生担保権が完済されたとき、又は、担保権者が担保権を放棄したときに消滅する。この場合、担保権者は、消滅した担保権について抹消手続をするものとし、管財人から要請があった期限までに、当該担保権の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第２節　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する担保権（準拠法が日本法か否かを問わず、財産が日本国内にあるか否かを問わない。）で、本章第１節に存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権（以下「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定時に全て消滅する。

存続しない担保権の担保権者は、当該担保権について担保権設定登記又は登録がある場合は、当該設定登記又は登録の抹消手続をする。この場合、存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から要請があった後、２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第８章　更生会社の措置

第１節　株主に対する配当・残余財産請求権の制限

株主は、議決権、配当請求権、残余財産分配請求権、その他法律上の株主の権利の一切を失う。

第２節　役員の構成

更生計画認可決定日に在任している役員は、任期満了、辞任、解任その他退任事由が生じるまで、当該役員としての地位を有するものとする。役員につき退任事由が生じた場合、新しい役員は、裁判所の許可を得て管財人が選任する。ただし、管財人は、更生計画認可決定日以降いつでも、裁判所の許可を得て、在任中の役員を解任し、新役員を選任することができる。

第３節　更生会社の解散等

第１　更生会社の解散

更生会社は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て決定する日に解散する。

第２　清算人の選任等

更生会社の清算人は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。管財人は、裁判所の許可を得て、清算人の変更、補充又は増員をすることができる。

第３　清算人の任期

清算人の任期は、清算の結了までとする。

第４　清算業務

管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理・処分、租税等の請求権の納付、更生債権者等に対する弁済、その他更生計画の遂行並びに会社の清算に必要な業務を行う。

第９章　その他の事項

会社更生法167条１項６号及び７号に該当する事項はない。

別表１ないし11　省略

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２８年（再イ）第４００号

福岡市早良区室住団地20番406号

再生債務者　立山順一朗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月31日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第７号

沖縄県沖縄市山里３丁目２番21号　共同住宅ｍｏｍｏ301号室

再生債務者　大島　瑞希

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月30日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（再イ）第３４９号

福岡県朝倉郡筑前町野町1627番地14

再生債務者　志藤　正洋

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月30日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第１６２号

福岡市城南区別府４丁目15番１―512号

再生債務者　角野　浩咲

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月27日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第２７２号

福岡県糟屋郡志免町南里４丁目８番13―705号

再生債務者　猪口　　誉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月27日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第４３０号

福岡市西区内浜１丁目４番１―906号

再生債務者　上瀧　美佳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月27日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第１３号

福岡市城南区七隈３丁目20番57号

再生債務者　北島　栄子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月31日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第３１４号

福岡市中央区渡辺通１丁目８番30―704号

再生債務者　霜村　心助

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月30日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第２８号

茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2041番地３

再生債務者　本橋　雄二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年４月３日　　水戸地方裁判所

平成２８年（再イ）第２号

愛媛県宇和島市栄町港１丁目４番11号ベルポート亀岡306号

再生債務者　土居　賢広

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月31日

松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（再イ）第４３４号

大阪市平野区加美南１丁目７番19号

再生債務者　大橋　　渉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月31日

大阪地方裁判所第６民事部